

令和元年厚木市農業委員会 5 月定例総会議事録

日 時 令和元年 5 月 27 日 月曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1 番 松 前 進 2 番 市 川 和 典

3 番 小 塩 仁 5 番 山 川 宏 司

7 番 難 波 博 文 8 番 野 口 政 夫

9 番 三 橋 澄 夫 10 番 木 原 淳 子

11 番 飛 川 雄 治

欠席者 4 番 臼 井 スミ子 6 番 井 上 謙 治

12 番 早 川 暁(会長職務代理者)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 9 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（報告 7 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 1 件）
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 2 件）
- 5 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（2 件）
- 6 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
- 7 議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について（16 件）

<議長>

ただいまの出席委員は10人で定足数に達しております。

早川暁会長職務代理者、臼井スミ子委員及び井上謙治委員から欠席の届出があります。

これより、令和元年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〈議長〉

それでは、7番の難波博文委員と8番の野口政夫委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、4月11日から5月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で3件、6筆、面積は819平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で6件、6筆、面積は1,359平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、9件、12筆、面積は2,178平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月11日から5月10日までに受け付けましたで、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は7人、筆数は37筆、面積は15,929平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知について」、御報告いたします。報告する案件は1件でございます。

土地の所在地は七沢字久保屋敷1筆、地目は畑、面積は221平方メートルでございます。

借人は七沢にお住まいのAさん、貸人は横浜市中区日本大通1番地、農林水産省所管国有財産管理者であります黒岩祐治神奈川県知事です。

借人の都合により、平成31年4月13日に合意解約されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。

御報告する案件は2件でございます。

1番でございますが、申請者は、東京都杉並区高円寺南3丁目にお住まいのBさんでございます。申請地は中荻野字公所海道1筆、地目は畑、面積は940平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和20年頃に住宅を建築し、昭和60年頃に住宅の増築が行われ、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度の固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、4月17日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、中荻野にお住まいのCさんでございます。

申請地は中荻野字大畑1筆、地目は畑、面積は88平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和19年頃に陸軍火薬廠からの要請により火薬倉庫建築のための通路として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、4月17日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました野口委員から報告をお願いします。

<野口委員>

1番及び2番について説明いたします。

1番でございますが、この土地につきましては、昭和20年頃に住宅の建築及び昭和60年頃に住宅の増築を行い、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

2番でございますが、現地を確認したところ、この土地につきましては、昭和19年頃に陸軍火薬廠からの要請により火薬倉庫建築のための通路として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局からありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は中依知字相模崎3筆、地目は田、合計面積は1,221平方メートルです。

受人は関口にお住まいのDさんで、渡人は中依知にお住まいのEさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン等。

労働力につきましては本人及び長男の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は19,435平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約10分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は戸田字鈴木田1筆、下津古久字美穂田4筆、同字上仲田3筆及び同字鎌田2筆、地目は田及び畑、合計面積は3,897平方メートルです。

受人は、埼玉県比企郡嵐山町むさし台2丁目にお住まいのFさんです。

本申請は、農業経営安定のための特定遺贈による所有権移転です。

水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機等。

労働力につきましては本人、母、弟及び妹の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は3,897平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約1時間のところに位置しております。

なお、本件につきましては、遺言公正証書において、遺言者の所有する一切の不動産を遺言者の孫である「Fに遺贈する」と遺言者の財産を指定しているため、特定遺贈にあたります。

また、遺贈による所有権移転については、農地法施行規則第10条第1項第1号に該当するため、単独申請となります。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

2番でございますが、申請地まで車で約1時間というのは、受人の住所からということでは理解していいですか。

<専任主幹>

その通りです。受人の住んでいる場所から車で約1時間ということですが。

Fさんは、転勤により埼玉県に住んでいますが、普段の耕作は本市に住んでいる受人の御家族が耕作を行っております。

<飛川委員>

本日に埼玉県に住んでいて耕作ができるのでしょうか。

<専任主幹>

本件は、被相続人が孫に農業を引き継いでほしいという思いで、遺贈したもので、確かに埼玉県から通うのは大変だと思いますが、繁忙期の休日は戻ってくると伺っておりますし、耕作のメインは本市に住んでいる御家族が行うということなので、問題ないと考えます。

<議長>

私も、申請地の近くで田をやっていますが、これまで受人が耕作をしているところを見ておりません。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程6、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は金田字神明下1筆、地目は田、面積は407平方メートルです。

申請人は、下依知2丁目にお住まいのGさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、東京都葛飾区鎌倉3丁目に本店を置き、貨物自動車運送業を営む株式会社Hから、事

業拡大により、5台分の事業用車両の駐車場が必要となったため、事業所から近距離にあり、管理がしやすく、事業用車両5台分の駐車場として十分な面積を確保できる申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は田となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を20センチメートル程切土し、東側道路と高さを揃え、出入口を設けた上で、碎石敷をし、4トントラック5台分の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、北側及び南側に高さ1メートル程の単管柵を新設、西側に高さ20センチメートル程の土留鉄板を新設、また西側の法面については傾斜を30度以内とし、防草シートで覆う計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は依知南地区市民センターから462.29メートルの距離に位置する第2種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、さしつかえないとの意見書が提出されております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

本日、依知地区の井上委員は欠席ですが、事前に意見はありましたか。

<副主幹>

井上委員からの意見はありませんでした。

<議長>

わかりました。

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 24 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

続きまして、日程 7、議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第 25 号「農用地利用集積計画の決定について」、御説明申し上げます。

1 番でございますが、借人は三田にお住まいの I さんで、申出地は三田字下川原 1 筆、地目は田、面積は 999 平方メートル、利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

2 番でございますが、借人は下川入にお住まいの J さんで、申出地は棚沢字広町 7 筆、地目は田、合計面積は 2,294.22 平方メートル、利用目的は水稲、9 年間の使用貸借権及び賃借権の新規設定でございます。

3 番でございますが、借人は横浜市南区大岡 2 丁目にお住まいの K さんで、申出地は上荻野字田尻 2 筆、地目は畑、合計面積は 1,223 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、K さんのお住まいは横浜市ですが、上荻野にも住居があり、そこから耕作に通っています。

4 番でございますが、借人は及川 1 丁目にお住まいの L さんで、申出地は上荻野字上田尻 1 筆、地目は畑、面積は 1,428 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5 番でございますが、借人は鷺尾 4 丁目にお住まいの M さんで、申出地は上荻野字陽野原 1 筆、地目は畑、面積は 915 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6 番でございますが、借人は中荻野にお住まいの N さんで、申出地は上荻野字銅座金山 3 筆、地目は田、合計面積は 3,009 平方メートル、利用目的は大豆及び麦、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7 番でございますが、借人は宮の里 2 丁目にお住まいの O さんで、申出地は中荻野字竹林 1 筆、地目は畑、面積は 535 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8 番でございますが、借人は下荻野にお住まいの P さんで、申出地は下荻野字神保 2 筆、地目は田、合計面積は 1,814 平方メートル、利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

9 番でございますが、借人は妻田西 3 丁目にお住まいの Q さんで、申出地は飯山字亀井 1 筆、地目は畑、面積は 3,634 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

10番でございますが、借人は森の里3丁目にお住まいのRさんで、申出地は小野字神明前2筆、地目は田、合計面積は1,185平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

11番でございますが、借人は三田南3丁目にお住まいのSさんで、申出地は三田字五貫田1筆、地目は田、面積は1,120平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

12番及び13番でございますが、借人は下荻野にお住まいのTさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

12番でございますが、申出地は下荻野字中原1筆、地目は畑、面積は2,797平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

13番でございますが、申出地は飯山字千代ヶ原1筆、地目は畑、面積は1,401平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

14番及び15番でございますが、借人は飯山の農事組合法人Uで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

14番でございますが、申出地は飯山字上出處1筆、地目は田、面積は1,491平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

15番でございますが、申出地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は884平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

16番でございますが、借人は下古沢にお住まいのVさんで、申出地は下古沢字竹ノ花2筆、地目は畑、合計面積は2,803平方メートルの内2,403.50平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、1番から16番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

使用貸借権と賃借権の違いを教えてください。

<都市農業支援担当主幹>

無償で農地を貸し出す場合が使用貸借権で、賃料が発生するのが賃借権でございます。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和元年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和元年5月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
